

## 積立式宅地建物販売業許可申請事務処理要領（抜粋）

平成30年12月10日

|    |   |                 |
|----|---|-----------------|
| 法  | … | 積立式宅地建物販売業法     |
| 規則 | … | 積立式宅地建物販売業法施行規則 |

### 5 積立式宅地建物販売業者名簿（法第12条、第13条）

#### （1）名簿の備付けについて

法第4条第1項第1号から第5号までに掲げる事項及び規則第11条で定める事項を記載した名簿（以下「積立式宅地建物販売業者名簿（別紙様式第16号）」という。）を備え付ける。

#### （2）名簿等の閲覧について（規則第14条）

積立式宅地建物販売業者名簿（別紙様式第16号）及び積立式宅地建物販売業者の積立式宅地建物販売契約約款を一般の閲覧に供する。閲覧を希望する者は、名簿閲覧申請書（別紙様式第17号）を記載し提出することとする。

#### （3）閲覧の対象となる業者の範囲

埼玉県知事の許可を受けた業者及び国土交通大臣の許可を受けた積立式宅地建物販売業者で埼玉県の区域内に主たる事務所を有するもの。

別紙様式第16号

積立式宅地建物販売業者名簿

|   |                  |                    |           |
|---|------------------|--------------------|-----------|
| 許可年月日   | 年 月 日            | 許可番号               | 埼玉県知事 第 号 |
| 商号<br>又は名称  |                  |                    |           |
| 主たる事務所<br>所在地                                     | 電話( ) 番          |                    |           |
| 代表者   | ふりがな<br>氏名       | -----              |           |
|   | 住所               |                    |           |
| 政令3<br>条の<br>使用人                                  | ふりがな<br>氏名       | -----              |           |
|   | 住所               |                    |           |
| 法人の<br>役員   | 役職名              | ふりがな<br>氏名         | 住所        |
|   |                  |                    |           |
| 資本金又は出資の額(単位:円)                                   |                  | 円                  |           |
| 宅地建物取引業法<br>(昭和27年法律第<br>176号)第3条第1項<br>の免許に関する事項 | 免許番号             | 第 号                |           |
|   | 免許年月日            | 年 月 日              |           |
|   | 有効期間             | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 |           |
| 建設業法(昭和24<br>年法律第100号)第<br>3条第1項の許可に<br>関する事項     | 許可番号             | 第 号                |           |
|   | 許可年月日            | 年 月 日              |           |
|   | 有効期間             | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 |           |
|   | 許可を受けた<br>建設業の種類 |                    |           |
| 公告・命令・命令<br>の取消し・業務停<br>止の処分                      | 年月日              | 内容又はその旨            |           |
|   |                  |                    |           |

